

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第40号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年1月20日 09時35分ごろ
発生場所	熊本県天草市本渡港 本渡港灯標から真方位202° 160m付近 (概位 北緯32° 27.3′ 東経130° 12.3′)
事故等調査の経過	平成26年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第五順徳丸、19トン 293-35218熊本、株式会社海王工業 B クレーン台船 順徳丸、長さ50m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A プロペラ翼に曲損及び欠損、プロペラ軸に曲損 B 左舷側船首船底に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約1.2m、船尾約2.5mの喫水により、砂約750m ³ を積載して船首尾共に約2.4mの喫水となった2人乗り組みのB船を押しした押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、本渡港内の浚渫工事現場において、前進で左回頭中、潮流で北北東方に圧流され、平成26年1月20日09時35分ごろ浅所に乗り揚げた。 A船押船列は、本事故後、船体を点検し、異状が認められなかったことから、自力で航行して天草市御所浦島に向かい、その後の調査で損傷が発見された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	A船押船列は、風及び潮流により、圧流される場合、スパッドと呼ばれる杭を1本下げ、同スパッドを中心にその場で回頭することがあったが、本事故当時、スパッドは上げていた。 本渡瀬戸には、本事故当時、北口に流れる潮流があった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与	A あり、B なし A なし、B なし A あり、B あり

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船押船列は、本渡港内の浚渫工事現場において、前進で左回頭中、潮流に圧流されたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船押船列が、本渡港内の浚渫工事現場において、前進で左回頭中、潮流に圧流されたため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風浪の影響を受けやすい港を出港する際は、気象及び海象を十分に把握して出港計画を立てること。 ・ 潮流の影響を考慮した操船を行うこと。